



各 位

平成 27 年 9 月 18 日

会 社 名 株式会社 SOL Holdings  
代表者名 代表取締役社長 赤尾 伸悟  
( J A S D A Q コード・6636 )  
問合せ先 取締役管理部長 中原 麗  
電 話 0 3 - 3 4 4 9 - 3 9 3 9

### 第三者割当による第 6 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法により発行される第 6 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集（以下、「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 募集の概要

##### 本新株予約権発行に係る募集の概要

(1) 割当日	平成 27 年 9 月 18 日
(2) 発行新株予約権数	41,004 個（新株予約権 1 個当たり 100 株）
(3) 発行価額	新株予約権 1 個につき 268 円
(4) 当該発行による潜在株式数	4,100,400 株
(5) 調達資金の額	990,984,672 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：10,989,072 円 新株予約権の行使による調達額：979,995,600 円
(6) 行使価額	1 株当たり 239 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当 (割当予定先) The New Strategic Investments Private

	<p style="text-align: center;">Limited</p> <p style="text-align: right;">(22,363 個)</p> <p style="text-align: center;">White Knight Investment Limited</p> <p style="text-align: right;">(18,641 個)</p>
(8) その他	<p>上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とする。</p> <p>自己新株予約権の取得の事由および取得の条件</p> <p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的、背景等

当社は、バイオ燃料事業、具体的にはスーパーソルガム（遺伝子組み換えではなく、ゲノム育種により、その収量や搾汁糖度を高めたソルガム〈イネ科の植物〉のこと。以下同じ。）の種子販売及び、スーパーソルガムを原料とした化石燃料の代替燃料に成り得るバイオ燃料（バイオエタノール及びバイオマス・ペレット）、サイレージ及び配合飼料向け種子等を生産販売するバイオ燃料事業を平成 25 年 3 月期から当社中核事業として展開しております。

バイオ燃料事業につきましては、主に東南アジア、メキシコにおいて各国にそれぞれ現地法人を設立し、各国の国営企業、民間企業と試験栽培、共同事業、スーパーソルガム品種登録を行う等、商業化に向

け取り組んでおります。また、各国の現地法人を統括する子会社としてシンガポールに当社 100%子会社である SOL ASIA HOLDINGS PTE.LTD.（以下、「SOL ASIA」といいます。）（注 1）を設立しております。現在は SOL ASIA を中心にタイ、ベトナム、インドネシア及びメキシコにおいて、各国現地企業とバイオエタノール、サイレージ、バイオマス・ペレット製造等の事業を行っております。

そうした中、当社は各国におけるバイオ燃料事業に対するバイオマス・ペレット製造機購入、製造ライン設備投資、圃場確保及び現地法人における事業資金の資金調達としまして、平成 26 年 11 月 4 日に第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権を発行しました。

なお、売上につきましては、当社が想定していたよりも商業化までに時間がかかり平成 25 年 3 月期、平成 26 年 3 月期及び平成 27 年 3 月期とバイオ燃料からの売上は計上できておりません。

現時点における調達した資金の割当額及び不足額は以下のとおりです。

（注 1） SOL ASIA に関しましては、東南アジア、メキシコ等においてバイオ燃料事業を展開するために平成 26 年 7 月 29 日にシンガポールに設立した当社 100%子会社です。

具 体 的 な 使 途	調達予定額	充当額（調達額）	不足額
当社子会社である PT. PANEN ENERGIによるインドネシアにおけるバイオマス・ペレット事業に係る設備投資	324	293.78	30.22
当社子会社である PT. PANEN ENERGIによるインドネシアにおけるバイオマス・ペレット事業に係る運転資金	50	23.4	26.6
当社子会社である THAI SUPER SORGHUM及びタイパートナー企業との J V によるタイにおけるバイ	150	0	150

オマス・ペレット、配合飼料向け種子事業に係る設備投資			
当社子会社である THAI SUPER SORGHUM 及びタイパートナー企業との J V によるタイにおけるバイオマス・ペレット、配合飼料向け種子事業に係る運転資金種子事業に係る運転資金	100	15.8	84.2
当社子会社である Super Sorghum Mexico, S. A. DE C. V. のメキシコにおける種子販売及び、サイレージ事業に係る設備投資及び運転資金	76	32.4	43.6
当社子会社である VIETNAM SOL SUPER SORGHUM LIMITED COMPANY の設立費用及びサイレージ事業に係る事業資金	50	14.2	35.8
シンガポール統括会社における運転資金	412	412	0
シンガポールにおける研究開発費	180	101	79
社債買戻し及び違約金のための借入金の返済金	200	200	0
当社グループの運転資金	360	335	25
小計	1,902	1,427.58	474.42

(単位：百万円)

第5回新株予約権から調達した資金につきましてはその一部につき資金使途変更を行いました。上記のとおり各国の事業へと充当させていただきました。また、現時点における第5回新株予約権からの調達金は1427.58百万円、未調達額は474.42百万円となっております。

なお、平成27年4月中旬より当社株価の低迷が続き、現在まで第5回新株予約権の行使価額である364円を下回る株価で推移しており、第5回新株予約権の行使が平成27年4月から現在まで行われていない状況です。

そこで、当社としましては現時点で残存する第5回新株予約権15,958個の内、The New Strategic Investments Private Limited（以下、「NSI」とい

います。)が所有する6,457個及びWhite Knight Investment Limited(以下、「WKI」といいます。)が所有する6,500個、合計12,957個を買取、消却を前提(注1)にバイオ燃料事業、当社運転資金及び平成27年2月10日に完全子会社化したウエディング・レストラン事業における必要資金を見直した結果、改めて必要資金を精査したうえで本新株予約権を発行させていただくことにしました。

なお、第5回新株予約権発行により調達予定でしたバイオ燃料事業に係る資金の不足額につきましては、現時点における海外各現地法人の事業進捗を見直した結果、インドネシア、タイは第5回新株予約権発行により調達予定金額から減額し、反対にメキシコ、ベトナムにおいては、第5回新株予約権発行に調達する資金からの充当予定金額よりも増額しております。具体的には、インドネシアにおいては第5回新株予約権発行による調達予定額との不足額である56百万円に対して50百万円を、タイにおきましては不足額234百万円に対して70百万円を、メキシコにおきましては当社現地法人と現地企業とのジョイントベンチャーによるサイレージ事業の当社負担金である76百万円(※1)の不足額43百万円と、新たに現地法人の運転資金として6百万円、合計50百万円を、ベトナムにおきましては当社が平成27年6月2日にベトナムに設立しました現地法人VSSSの資本金500,000USD(120円/1USD換算|60百万円)の資本金不足額として48百万円、現地職員活動費用として2百万円、合計50百万円を、また、研究開発費の(契約金180百万円)の不足額79百万円を、それぞれ充当する予定です。なお、SOL ASIAの運転資金につきましては、既に前回の資金調達より全額充当させていただいておりますが、平成27年3月期及び平成28年3月期第1四半期においてバイオ燃料事業における売上金計上が行えなかったため、今回、新たに200百万円の調達をさせていただきます。

(注1) NSI、WKIからの第5回新株予約権買取消却につきましては、当社が公表しました平成27年9月18日付「第5回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当により発行した第5回新株予約権に係る資金用途変更に関するお知らせ」をご参照願います。

また、当社が平成27年2月10日に簡易株式交換により完全子会社化した

株式会社シェフズテーブル（旧社名：ウエディングドリーマーズ株式会社）  
（注1）につきましては、平成27年3月期より連結子会社として売上、収益を取込んでおりますが、簡易株式交換後から現在に至るまで当社が算定した収支算定における収益の確保が行えていない状況です。主な原因といたしましては以下のとおりです。

- ①各店舗がそれぞれ仕入を行っており買掛先が多岐に渡り、大量仕入れによるスケールメリットが活かせていないことによる仕入過多による未払金の発生
- ②施設老朽化による空調・内装工事等による不定期的な支出
- ③厨房機器、什器備品等一部修繕、入替えによる支出
- ④定期的な人材募集、結婚披露宴に関する広告宣伝費の高額化
- ⑤想定していたほどの集客が行えていないこと

このように、当社が想定していた以上に支出が嵩んでいる状況です。そうした中、当社は外部飲食コンサルタントに人材配置、店舗ごとのコンセプトの見直し、グランドメニューの改訂、仕入先の統一等を依頼し事業運営の改善を行っておりますが、改善策実施による効果が期待できるまでには、時間がかかる見込みです。

現在当社が運営するウエディング・レストラン事業につきましては、結婚披露宴式場を兼ね備えたウエディングレストラン1店舗、イタリアンレストラン7店舗、レストラン1店舗、ダイエットレストラン1店舗、フランチャイズ2店舗、合計12店舗で展開しております。

各店舗につきましては、複合施設、百貨店、タワービル等ヘテナントとして入居しており、一部の店舗につきましては賃貸契約満了に伴う退去、厨房機材の入替え、空調修繕等にかかる資金が必要であり、今回、第5回新株予約権の一部買戻、消却に伴い新たに発行させていただきます本新株予約権からウエディング・レストラン事業において本新株予約権により調達した資金を次のように充当したいと考えております。

まず、平成27年11月、平成27年12月及び平成28年2月に賃貸契約が終了する物件が3物件あります。2物件につきましては、施設全体の改修工事があるため、賃貸契約期間満了時に一度退去しなければならず、継続した賃貸契約の更改は難しい状況です。また、退去時は原状回復の義務が発生しま

す。残る1物件につきましても賃貸契約終了後に再度契約が更改できるかは現時点では確定していない状況です。理由といたしまして、この物件に関しましては、同フロアに入居する他店舗（他業態）と比較して売上が低迷なため契約更改は難しいと考えております。また、売上改善のために業態を変更するにも賃貸契約書に定める業態以外は変更が行えないため、業態変更を行うとしても一度賃貸契約を終了させる必要があります。

このように、賃貸契約終了に伴い施設改修に合せ一度退去しなければならない物件の原状回復費として3物件で70百万円を想定しています。また、一部店舗につきましても老朽化が進み当社手許金で修繕、改修を行ってまいりましたが、応急処置程度に過ぎず、抜本的な解決には至っておりません。特に結婚披露宴を提供する施設につきましても、空調、化粧室、カーペット等の老朽化が進んでおり、イタリアンレストラン店舗につきましても真空機、冷凍庫等経年劣化による機能低下がみられ早急な交換、改修が必要な状況です。このような修繕費といたしまして32百万円を調達した資金が充当予定です。さらに、買掛先への未払金精算といたしまして38百万円、ウエディング・レストラン事業の運転資金といたしまして24百万円、新規出店費用といたしまして80百万円（内、本新株予約権からの調達は16百万円・64百万円は退去する物件の返還敷金を充当予定・賃貸契約満了に伴い退去後、現在の店舗に再入居できないことを想定）合計180百万円を本新株予約権からの調達資金から充当予定です。

なお、平成27年3月期においてバイオ燃料事業からの売上金が確保できなかったこともあり、当社運転資金につきましても、当社グループ内にて金銭貸借によりグループ全体の資金調整を行う等、テストソリューション事業以外につきましても依然資金繰りが厳しい状況です。また、平成27年8月に当社個人筆頭株主である阿部信雄氏より1億円を借入れ当座の運転資金として充当しております（注2）。今回発行します本新株予約権より当該借入金の返済として100百万円及び、当社の運転資金として201百万円も調達させていただきます。

（注1）簡易株式交換に関しましては、当社が公表しました平成27年1月10日付「簡易株式交換によるウエディングドリーマーズ株式会社の

完全子会社化及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」  
をご参照願います。

(注2) 平成27年7月31日現在の当社株主名簿によります。

なお、各事業の現状は次のとおりです。

(i) 当社のバイオ燃料事業の沿革及び現状

当社グループがメキシコ、東南アジアにおいて展開しておりますバイオ燃料事業に関しましては、事業開始から2年が経過しました。海外における各国の需要（液糖、サイレージ、バイオエタノール、バイオマス・ペレット、配合飼料等）に合せ試験栽培を行う等、それぞれの国営機関、現地企業と交渉、商談を行ってまいりました。そうした中、前期におきましては、期初にバイオ燃料に関する売上見込みを予想しましたが、結果的には売上計上にはいたりませんでした。これは、各国別における商慣習、関係省庁へのスーパーソルガム種子の登録、許可等の手続きにかかる時間の概念の違い、輸入手続きの煩雑さ、一部の国では断食期間がありその期間は業務が停滞すること等、当社が想定している時間軸で業務が遂行できなかったこと、また、各国における販売予測について国ごとの輸入許可、実務手続き、事前調査、現地法律事務所における現地法の確認を含め、海外での事業展開における状況分析が甘かったこと、さらに、インドネシアにおいてスーパーソルガムから製造した液糖の販売を予定していたものの、当社元取締役らによる当社ホームページ上による虚偽開示を行ったことも影響し、前期につきましてはバイオ燃料事業における売上は計上できませんでした。

(a) メキシコにおける事業展開に関する現状

メキシコにおいては、平成27年1月までに現地法人を設立して、前期末までに売上を計上する予定でしたが、現地法人の設立につきまして現地弁護士との現地法の確認、日本側での設立必要書類の準備等に想定していた以上の時間を費やし、当社が予定していた時期に設立が間に合いませんでした。また、スーパーソルガム種子の輸



入手続きにつきましても書類に不備があり種子が平成 27 年 3 月時点で現地港から陸揚げできないこと等が重なり前期において売上の計上は行えませんでした。その後、現地法人につきましても、平成 27 年 3 月 9 日に設立が完了し、スーパーソルガム種子の輸入につきましても陸揚げが完了しています。そのような中、平成 27 年 5 月にスーパーソルガム種子の販売予定先の 1 社である **LUCELO DE PANUCO DE PRODUCCION RURAL DE RESPONSABILIDAD DE C.V.** (メキシコ合衆国タマウリパス州タンピコ市 | 以下、「**LUCELO DE PANUCO**」) と商業化に向けた試験栽培 (以下「**本試験栽培**」) といいます。) を実施しました。本試験栽培において **LUCELO DE PANUCO** がスーパーソルガムの年間収穫量 200t/ha が確認できた場合、当社グループ会社である **SOL ASIA** から **LUCELO DE PANUCO** がスーパーソルガム種子を購入することとなっており、本試験栽培の結果につきましては平成 27 年 10 月が目途となることを前提に実施していましたが、**LUCELO DE PANUCO** より平成 27 年 7 月下旬において、その時点におけるスーパーソルガムの育成状況が年間収穫量の 200t/ha を確保できるとの判断をいただき、平成 27 年 7 月 31 日に **LUCELO DE PANUCO** から **SOL ASIA** に対しスーパーソルガム種子 40t (40,000kg) の購入申込みがありました。(注 1) **SOL ASIA** はこれを受け、**LUCELO DE PANUCO** とスーパーソルガム種子 40t の売買契約を締結し、売買契約に基づいて順次納品を行う予定です。また、売上につきましては、平成 28 年 3 月期に計上を行う見込みです。

なお、メキシコにおきましては、**LUCELO DE PANUCO** 以外にも販売予定先との交渉を進めております。

メキシコにつきましては、今期スーパーソルガム種子販売により現時点におきまして **LUCELO DE PANUCO** の 40t 含め 80 百万円以上の売上を見込んでおります。

(注 1) メキシコ **LUCELO DE PANUCO** の件につきましては、当社が平成 27 年 7 月 31 日に適時開示の PR 情報として公表しました「メキシコにおけるスーパーソルガム種子の

販売受注に関するお知らせ」をご参照願います。

(b) タイにおける事業展開に関する現状

タイにつきましては、平成 27 年 3 月期に売上を計上するために、当社現地法人の設立後にタイ国内においてスーパーソルガム種子の販売に関する現地販売予定先との交渉を重ねてまいりました。そうした中、タイ農業省の関係者より当社グループが東南アジア諸国で実施しておりましたスーパーソルガムの試験栽培の結果を高く評価され、タイにおけるエタノール製造の原材料としてスーパーソルガムの活用を、タイ国内における新たなプロジェクトとして位置付けることの提案が当社にありました。当社はタイ農業省関係者と協議を重ねた結果、タイ政府の関係者により新たに **SORG.JT Co.,Ltd**（以下、「**SORG.JT**」といいます。）を設立し、ロイヤルプロジェクト（注 2）による事業推進を前提として **SORG.JT** に対して **SOL ASIA** の保有するタイにおけるスーパーソルガムの独占販売権を付与しました。独占販売契約の内容につきましては、試験栽培結果第 1 回目の収穫が 100t/ha を上回ることを前提に、独占販売契約締結時 10t のスーパーソルガム種子の注文、その後独占販売契約締結後 1 年以内にスーパーソルガム種子 150t（初回 10t 含）のオーダー、販売するスーパーソルガム種子の価格につきましては 100US\$/kg となっております。これにより、タイにつきましては **SORG.JT** 以外に当社グループがスーパーソルガム種子の販売を行うことはできないため、当初の現地販売予定先との交渉は終了いたしました。タイにつきましては、**SORG JT** へのスーパーソルガム種子の販売 150t により今期 1,800 百万円の売上を見込んでおります。

（注 1）タイ **SORG.JT** との独占販売契約に関しましては、当社が平成 27 年 2 月 12 日付「**SORG.JT Co.,Ltd** との独占販売契約締結に関するお知らせ」をご参照願います。

（注 2）ロイヤルプロジェクト

1969 年、タイの現国王である **Bhumibol**（プミポン）国王により、国民が農業によって自立したよりよい暮らしができるように援助を開始したのが始まり。その後農業に止まらず、農林業や乳業、清涼飲料水、食品などの食品加工分野に新技術を取り入れることで国を発展させようと国王

自らが主導して発展させ、1985年に石油代替エネルギーとしてバイオエタノールやバイオディーゼルを実用化する目的で、キャッサバ、トウモロコシ、サトウキビなどの穀物からバイオエネルギーを作る研究をロイヤルプロジェクトとして推進している。

(c) ベトナムにおける事業展開に関する現状

ベトナムにつきましては、ベトナム国内におけるスーパーソルガムの品種登録の遅れにより、販売予定先を管轄する各省ごとに個別の輸入許可を取得する必要があるため、平成27年3月期に売上の計上を行うことができませんでした。

また、現在のベトナムは目覚ましい経済成長と人口増加、また、所得水準の向上を背景に、国内の乳製品消費量が増加の一途を辿っております。(注1)このような市場動向を受け、ベトナム国内で生産される飼料(サイレージ)(注2)は、高価格であると同時に絶対量が不足しております。そのような中、平成26年11月ベトナムにおけるスーパーソルガム試験栽培経過報告書によれば、昨年度の試験栽培においてスーパーソルガムから製造した飼料は、従来の飼料向け作物から製造する飼料の単位面積当たりにおいて約3倍に相当する量が製造することが見込まれます。このような結果から、ベトナムにおいて現地法人設立までの間、NTS Partners Co.,LTDにベトナム国内における販売契約の委任をしており、平成27年2月9日には、ベトナム証券市場に上場する大手乳業メーカーであるVIETNAM DAIRY COW ONE MEMBER CO.,LTD(以下、「VINA MILK」という)との間で、スーパーソルガムサイレージ事業のパートナーシップ契約を締結しました。(注3)その後、ホーチミン市において平成27年6月2日に現地子会社であるVSSSの設立を完了させ、平成27年6月26日にはベトナムの新規植物品種登録制度に基づくスーパーソルガム品種登録の手続きも完了させました。品種登録の完了により、各省ごとの輸入許可を取得する必要がなくなり、VSSSのタイミングで輸入が可能になりました。今後、ベトナムにて販売を予定していますVINA MILKへスーパーソルガム種子

の販売を行う見込みです。ベトナムにつきましては、今期スーパーソルガム種子販売により 58 百万円の売上を見込んでおります。

(注 1) 出典：日本アジア証券株式会社作成 | 【ベトナム】現地レポート：「ベトナム乳業（ビナミルク）」③

(注 2) サイレージ事業とは、収穫したスーパーソルガムを乾燥させ乳酸菌を添加後、嫌気的狀態にして乳酸発酵を促し製造いたします。主に、乳牛の飼料等に用います。

(注 3) ベトナム VINA MILK とのサイレージ事業につきましては、当社が平成 27 年 2 月 9 日付「VIETNAM DAIRY COW ONE MEMBER CO.,LTD（以下、「VINA MILK」という）、とのスーパーソルガムサイレージ事業のパートナーシップ契約締結に関するお知らせ」をご参照願います。

(d) インドネシアにおける事業展開に関する現状

インドネシアにつきましては、スーパーソルガムから製造する液糖の販売を目的として、日本国内大手食品メーカーの現地法人向け（以下、「販売予定先」といいます。）に液糖の販売を目的とした事業の展開をしており、当社元代表取締役及び元取締役（以下、「当社元役員ら」といいます。）が担当をしておりました。そのような中、インドネシアにおいて販売予定の液糖につきハラール認証を取得する必要性が生じ、当社現地法人である PT.PANEN ENERGI がインドネシアにおいてハラール認証取得に関する調査を開始しました。そうした中、当社元役員らは販売予定先が当社液糖のハラール認証を登録申請するものと判断し、平成 27 年 3 月 4 日に「スーパーソルガム液糖に関するインドネシアにおける「ハラール認証」登録申請についての知らせ」という内容の PR を当社ホームページ上にて公表しました。しかしながら、販売予定先は当社液糖についてハラール認証を申請した事実はなく、当社元役員らの知識不足とハラール認証に関する理解不足、さらに

は、販売予定先からハラール認証に必要な手続きは終了していないとの連絡を受けているにも関わらず、事実と異なる PR を公表しました。このような経緯を経て販売予定先との商談も終了し、当社がインドネシアにおいて販売を予定していた販売予定先への液糖販売につきましては実現しないことになりました。(注1)

なお、バイオマス・ペレット事業につきましては、ペレタイザーを導入し現地法人である PT.PANEN.ENERGI 所属の当社職員2名及び現地採用職員によりパイロットプラントとして稼働しております。売上につきましては、今期バイオマス・ペレット販売により30百万円を見込んでおります。

(注1) 事実と異なるハラール認証に関する調査結果につきましては、当社が平成27年6月15日に公表しました「スーパーソルガム糖液に関するインドネシアにおける『ハラール認証』登録申請についての知らせ」に関する社内調査委員会からの調査報告書受領のお知らせを、ご参照願います。

#### (ii) ウエディング・レストラン事業の現状

ウエディング・レストラン事業につきましては、平成27年2月10日付で当社完全子会社化を行いました。(注1) ウエディング部門は港区青山において結婚披露宴の提供を行っており、年間成約につきましては平成28年3月期80件の確保を目指しております。また、当社が完全子会社化する以前の昨年までは民事再生手続きの影響により宣伝広告活動において、結婚専門雑誌、WEB掲載等に一部制限を受けていましたが、現在は毎月専門誌に広告の掲載を行っており、平成27年8月末時点で50件の成約を確保しております。しかしながら、結婚披露宴の単価につきましては、当社が店舗運営を行う港区内における同業他社との価格競争により昨年度の1組当たりの平均単価の70%ほどで推移しており、内覧者自体も昨年度比で0.5人/月ほど減少しております。また、当社が提供する結婚披露宴につきましては、都会の一軒家をコン

セプトにしており、収容人数も 80 名前後となっております。このように内覧者からは最寄駅からの利便性、披露宴会場の収容力、提供する料理、想定する披露宴のイメージ等を総合的に判断されるため、平日割引等の特典を付することで集客を図っております。

また、レストラン事業につきましては、イタリアンレストラン、低カロリーをコンセプトとしたナチュラルダイエツトレストランを都内及び、東北地方において展開しており、特にイタリアンレストランにつきましては、外部専門家によるメニューの監修、改訂を実施しており、現在店舗運営そのものを見直しております。

このように、ウエディング・レストラン事業は当社グループとして今期より新しい収益基盤として位置付けておりましたが、売上金を超える支出（人件費、仕入費、店舗賃料、一部店舗の改修、厨房機器修繕、宣伝広告費等）があり、既に平成 28 年 3 月期第 1 四半期の決算において、営業損失 31 百万円を計上するなど、厳しい経営が続いております。

（注 1）株式会社シェフズテーブル（旧社名：ウエディングドリーマーズ株式会社）と、当社との間で行われた簡易株式交換につきましては、当社が平成 27 年 1 月 20 日に公表しました「簡易株式交換によるウエディングドリーマーズ株式会社の完全子会社化及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照願います。

## （2）本第三者割当を選択した理由

本新株予約権は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本新株予約権の発行の決定に際し、以下のとおり、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。

①金融機関等からの融資による資金調達は、現時点において、担保となる資産を有していないこと、また、当社の業績、財政状況から事実上困難であり、また、有利子負債の増加は財務基盤の弱い当社の現状を鑑みても、現時点における資金調達手段としては好ましくなく、

資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。

②資本性の資金調達の方法として、公募増資やコミットメント型ライツ・オファリングは、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではなく、また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングにつきましては、株式会社東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとおり、当社は、最近2年間において経常損失を計上しており、行うことができません。

当社が平成26年11月4日に発行しました第5回新株予約権につきまして、平成27年2月27日にOakキャピタルからNSI及びWKIにそれぞれ譲渡が行われました。その後、NSI及びWKIより第5回新株予約権の一部について行使がそれぞれ行われております。第5回新株予約権の資金使途については、平成27年7月17日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行による調達資金使途割当配分並びに支出予定時期の変更に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、メキシコ、タイ、ベトナム、インドネシアにおける事業、シンガポール統括会社の運転資金や研究開発費、当社グループの運転資金等に充当することとしており、当社としては、第5回新株予約権の資金使途とされた投資を実現することが当社グループの企業価値の向上につながるものと考えております。

しかし、第5回新株予約権の行使価額は364円と、平成27年9月17日の当社株価の239円を大幅に上回っており（未行使の第5回新株予約権の個数は15,958個であり、その行使による調達総額は5億8,000万円）、NSI及びWKIからは、株価が行使価額を大幅に下回る状況下では追加的な行使は困難であるものの、当社の現状の株価を基準に当社が新たに新株予約権を発行する場合にはその引受けと行使を行う用意があるとの回答を頂きました。

そこで、当社としては、第5回新株予約権の資金使途とされた投資を実現するとともに、ウエディング・レストラン事業への投資や借入金の返済による財務体質の改善を図るべく、上記(i)及び(ii)について平成28年3月期までに記載の目的を達成するため、当社は、行使

実績と当社グループ事業に理解を示されている NSI 及び WKI に対し、本第三者割当により本新株予約権を発行することと致しました。一方、残存する第 5 回新株予約権 15,958 個につきましては、株価が行使価額を大幅に下回る状況下であってその行使が見込まれないものの、残存することにより第 6 回新株予約権の発行後も潜在的な希薄化の可能性があることは好ましくないこと、並びに第 6 回新株予約権の発行及び行使により第 5 回新株予約権の行使による資金調達の必要性はなくなることから、本日時点で残存する第 5 回新株予約権 15,958 個から NSI 及び、WKI より合計 12,957 個を平成 27 年 10 月 5 日付で買入消却することとしました。(注 1)

なお、本新株予約権には、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150% を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき本新株予約権の払込金額と同額で取得できる旨のコールオプションが付されています。これにより、当社株価が上昇した場合には、新株予約権者は、コールオプションにより新株予約権を強制的に取得されるよりも、本新株予約権を行使して取得した当社株式を市場売却することにより利益が見込めるため、本新株予約権を行使しようとするインセンティブが働き、その結果、本新株予約権の行使及び当社による資金調達が促進されるものと考えております。また、割当予定先の投資益の上限を画する機能があると考えております。

(注 1) NSI 及び WKI からの第 5 回新株予約権買戻しに係る詳細につきましては、当社が本日公表いたしました「第 5 回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当により発行した第 5 回新株予約権に係る資金用途変更に関するお知らせ」をご参照いたします。

なお、新株予約権は、その行使が新株予約権者の判断によるため、



当社の株価動向によっては行使されず、当社の予定した資金を調達できないという不確実性があるものの、割当予定先からは、当社グループによる事業の進捗状況や株価動向に応じて投資を行いたいとの要望があり、新株予約権が段階的に行使されることにより、株式に比べて、既存株主の皆様における株式の急激な希薄化を低減でき、株主の皆様にとって好ましいと判断したことから、本第三者割当においては新株予約権により資金調達を行うことといたしました。

(注1) Oak キャピタル株式会社から NSI 及び、WKI への第5回新株予約権譲渡に関しましては、当社が公表しました平成27年2月27日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第5回新株予約権譲渡に関するお知らせ」をご参照願います。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 調達する資金の総額	990.9 百万円
(内訳)	
本新株予約権の発行による調達額	10.9 百万円
本新株予約権の行使による調達額	979.9 百万円
② 発行諸費用の概算額	10.5 百万円
③ 差引手取概算額	980.4 百万円

(注1) 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 10,989,072 円と本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額 979,995,600 円を加えた額であります。

(注2) 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税が含まれておりません。

(注3) 発行諸費用は、登録免許税、弁護士費用として7百万円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）に対する本新株予約権の公正価値算定費用として3百万円、反社会的勢力に関する調査費用0.5百万円、合計10.5百万円からなります。

(注4) 本新株予約権の行使期間内にその全部又は一部につき行使が行われない場合、及び本新株予約権の全部又は一部につき消却がなされた場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途		金額	支出予定時期
① スーパーソルガム事業に関する費用		—	—
	メキシコ現地法人におけるスーパーソルガム種子販売等に関する運転資金 (注2、3)	50百万円	平成27年10月～ 平成28年3月
	タイ現地法人におけるスーパーソルガム栽培指導に係る資金(注2、4)	70百万円	平成27年10月～ 平成28年3月
	ベトナムにおける他社と共同のサイレージ事業のために必要な種子の提供、技術指導、技術・実験データ提供等に要する費用のうち当社負担分(注5)	50百万円	平成27年10月～ 平成28年3月
	インドネシア現地法人におけるバイオマス・ペレットの販売等に要する運転資金(注2、6)	50百万円	平成27年10月～ 平成28年3月
	スーパーソルガム研究開発費(注7)	79百万円	平成27年10月～ 平成28年2月
② ウエディング・レストラン新規出店費用・仕入先支払資金及び運転資金(注8)		180百万円	平成27年10月～ 平成28年5月頃
③ シンガポール統括会社 運転資金(注9)		200百万円	平成27年10月～ 平成28年3月頃
④ 当社運転資金(注10)		201百万円	平成27年10月～ 平成28年3月頃
⑤ 借入金返済(注11)		100百万円	平成27年10月
合計		980百万円	—

(注1) 本第三者割当により調達した資金を実際に支出するまでは、当社の事業運営資金を管理する銀行口座とは別に用意した調達資金管理専用銀行口座にて管理を行い、上記資金使途と異なる使途にて充当する必要が生じた場合には、速やかに開示いたします。

(注2) 当社は、本第三者割当により調達した資金を現地法人に対して出資

又は貸付により拋出いたします。

(注3) メキシコ現地法人におけるスーパーソルガム種子販売等

メキシコにつきましては、平成 27 年 3 月 9 日にメキシコ合衆国において、現地法人 **SSMexico** 設立を完了させ **LUCELO DE PANUCO** と、**LUCELO DE PANUCO** が所有するメキシコ合衆国タマウリパス州タンピコ市の圃場において、試験栽培の実施を行う等現地法人として事業展開をいたしております。そうした中、平成 27 年 7 月中旬において、**LUCELO DE PANUCO** より当初の収穫時期である平成 27 年 10 月を待たずに、本試験栽培の目的である年間収穫予想の 200t/ha の確保が可能と判断し平成 27 年 7 月 31 日に当社グループ会社である **SOL ASIA** に対しスーパーソルガム種子 40t (4,000ha 分) の購入申込みがありました。メキシコにおきましては、この他にも試験栽培を実施しており、また、現地企業とのジョイントベンチャーによるサイレージ事業の展開も進めております。サイレージ事業による予算としましては、76 百万円ほど見込んでおり、平成 26 年 11 月 4 日に発行しました第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金より、当社現地法人 **SSMexico** におけるスーパーソルガム種子販売、サイレージ事業に係る事業資金としまして 32 百万円を、現地法人の運転資金としまして 0.4 百万円、合計 32.4 百万円をそれぞれ充当いたしました。今回、本新株予約権発行にて調達いたします資金から、メキシコ現地法人と現地企業とのジョイントベンチャーにおけるサイレージ事業（ガレージ、オフィス賃貸費、トラクター等車両購入、圃場レンタル費、人件費、灌水作業費、水代、肥料費、収穫費等）への資金としまして、当初充当予定でした 76 百万円（現地法人 **SSMexico** 負担分）の未充当額である 43.6 百万円、及び今回本新株予約権発行により調達します資金から新たに現地法人である **SSMexico** の運転資金としまして平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの間、現地法人の事務所賃料、メキシコ国内移動に伴う旅費交通費、現地法律事務所への支払手数料等への充当金としまして 6.4 百万円の合計 50 百万円を充当する予定です。

(注4) タイ現地法人におけるスーパーソルガム栽培指導

タイにつきましては、平成26年11月の時点におきまして平成26年11月4日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権により当社タイ現地法人 **THAI SUPER SORGHUM CO.,LTD** (以下、「**TSS**」といいます。)(※1)と、タイパートナー企業とのジョイントベンチャーによるバイオマス・ペレット、配合飼料向け種子事業に係る設備投資(ペレット製造機・脱穀機・選別機・工場ライン製造費・工場建屋建設費等)として150百万円(資金使途変更前600百万円)と、タイにおける運転資金(主に事務所家賃、現地採用職員人件費)として100百万円の、合計250百万円の調達を予定しておりましたが、その後、平成27年2月に **SOL ASIA** は、タイ政府関係者によって設立された **SORG.JT** との間でタイ国内におけるスーパーソルガム種子の独占販売契約を締結しました。これにより、**SOL ASIA** はタイ国内においてスーパーソルガムの種子販売が行えなくなり、現地パートナー企業とのジョイントベンチャー設立によるバイオマス・ペレット、配合飼料向け種子事業の推進が行えなくなったことから当初予定していた設備投資にかかる費用150百万円につきましては、支出することがなくなりました。また、タイにおける現地法人 **TSS** の運転資金としまして15.8百万円を第5回新株予約権発行にて調達した資金から充当しています。そうした中、当社子会社である **SOL ASIA** は独占販売契約に基づき、タイにおいて試験栽培を開始しました。独占販売契約の内容は、スーパーソルガムの初回収穫量が100t/1haを上回ったことを確認できた時点で、**SORG.JT** は **SOL ASIA** からスーパーソルガム種子を購入することとなっております。現地法人である **TSS** は、**SOL ASIA** が **SORG.JT** にスーパーソルガム種子を販売した後に、現地農業従事者に対し播種、栽培、収穫等の栽培指導等を行う予定であり、平成27年10月～平成28年3月までの **TSS** の運転資金(事務所賃貸費用・人件費・旅費交通費)として18百万円(1ヶ月3百万円)を、また、現在タイにおいて試験栽培を行っているスーパーソルガムにつきましてはバイオエタノールを目的としていますが、

来期新たなスーパーソルガム種子販売に向け現在販売を予定しているスーパーソルガム種子とは別の種子を使用した試験栽培用（サイレージ・バイオマス・ペレット・液糖等）圃場確保、運搬車両、液糖搾汁機、液糖減圧機等の賃料及び購入費用といたしまして 52 百万円、合計 70 百万円を調達した資金よりそれぞれ充当する予定です。

（※ 1）TSS につきましては、タイにおける農業コンサルティングを目的として、平成 26 年 12 月 15 日に設立した SOL ASIA の子会社になります。

（注 5）ベトナムにおけるサイレージ事業

ベトナムにつきましては、平成 27 年 6 月 2 日にベトナム現地法に基づきホーチミン市において設立しました現地法人である VSSS を設立しました。

現在は、SOL ASIA と VINA MILK とのパートナーシップ契約に基づき当社現地法人である VSSS がサイレージ事業を展開しており、VINA MILK とのパートナーシップに基づく業務負担としまして、スーパーソルガム種子の提供、スーパーソルガムの栽培に関する技術指導、サイレージ製造に関する技術及び実験データの提供等を行っております。

また、ベトナムにおけるサイレージ事業に関する費用としまして第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権の発行による調達資金から 50 百万円を割当てており、現時点におきまして 14.2 百万円を支出しております。内訳といたしましては、ベトナム現地法人である VSSS における運転資金（現地事務所賃料・現地採用職員の人件費・現地旅費交通費）及び現地職員活動経費として支出しており、その一部である 12 百万円は当社から VSSS に資本金として送金しています。なお、50 百万円を割当てた理由といたしましては、割当てた当初は月間運転資金 5 百万円（VINA MILK とのパートナーシップ契約に基づく当社負担分を含む）と想定し 10 ヶ月分としておりました。そうした中、現地法人である VSSS の資本金につき現地法人の代表者とベトナムにおける事業展開について、

売上金確保までの運転資金、VINA MILK とのパートナーシップ契約に基づく当社負担金等を試算し協議した結果、500,000USD（120 円/1USD 換算で 60 百万円）を払込むことを決定しました。ベトナムにおける資本金につきましては現地法に基づき、設立後 3 年以内に払込むこととなっており、上述のとおり第 5 回新株予約権発行により調達した資金より 12 百万円を資本金として送金しております。為替の影響もありますが現時点での資本金不足額は 48 百万円（120 円/1USD 換算）であります。そこで、既に第 5 回新株予約権発行により調達した資金 14.2 百万円とは別に今回新たに発行する本新株予約権の調達資金から資本金の不足額である 48 百万円及び現地職員活動経費として 2 百万円、合計 50 百万円をベトナムにおける事業資金として充当する予定です。

なお、調達した資金につきましては、不足している VSSS の資本金 500,000USD（120 円/1USD 換算）の払込として送金し、払込まれた資本金はベトナムにおける VSSS の運転資金及び VINA MILK とのパートナーシップ契約に基づくサイレージ事業に支出する予定です。

（注 6）インドネシア現地法人におけるバイオマス・ペレット

インドネシアにつきましては、平成 26 年 11 月 4 日に発行しました第 1 回無担保社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金から、当社グループ会社である PT.PANEN ENERGI がバイオマス・ペレット事業を行うため、その設備投資としてバイオマス・ペレット製造機であるペレタイザー購入費、工場ライン製造費、工場建屋建設費、スーパーソルガム生産用圃場確保等に係る設備費用として 324 百万円（資金使途変更前 500 百万円）を調達した資金から充当予定でしたが、現時点におきまして 293.78 百万円の充当となっております。さらに、PT.PANEN ENERGI の運転資金としまして 50 百万円（資金使途変更前 200 百万円）を調達した資金から充当予定でしたが、現時点におきまして 23.4 百万円の充当状況となっております。このような中、現在インドネシアでは当社現地法人である PT.PANEN ENERGI 所属の現地職員 2 名と、

現地雇用のスタッフにてバイオマス・ペレット（※1）のテストプラントを稼働させております。スーパーソルガムから製造するバイオマス・ペレットに関しましては、当社がPRとしましてホームページ上にて開示しました平成27年3月9日付「エネルギー資源開発株式会社とのバイオマス燃料スーパーソルガムペレットの年間供給目標値に関する覚書締結のお知らせ」にてお知らせのとおり、日本国内におきましてバイオマス燃料の需要が高まり（※2）、当社グループが展開しますスーパーソルガムから製造しましたバイオマス・ペレットに関しましてもエネルギー資源開発（東京都千代田区神田須田町2-2-7 | 代表取締役 家長 将典氏）より引合いをいただいております。上述のとおり第5回新株予約権発行により調達した資金の一部をバイオマス・ペレット事業に充当しましたが、現時点において未払となっている設備投資費用、インドネシアにおける事業展開に伴い専門家への相談料及び、現地法人であるPT.PANEN.ENERGIの運転資金、新たな圃場確保に係る資金等、第5回新株予約権発行による資金調達が進まず、未払金が発生している状況であり、さらに今後の事業計画を見直した結果、今回、新たに調達した資金からバイオマス・ペレット製造に係る費用（電気工事代、圃場賃料等の未払金）として18百万円、PT.PANEN ENERGIがインドネシアにて展開する事業への外部専門家への相談に係る支払手数料として未払いとなっている6百万円、新たな圃場確保資金として15百万円、ペレタイザー購入費用として3百万円、現地法律事務所、ローカルスタッフ雇用費用として4百万円、現地法人運転資金として4百万円、合計50百万円をインドネシア現地における事業資金として充当する予定です。

（※1）スーパーソルガムペレットとは、バイオマス・ペレット（主に農業からの副産物〈稲わら等〉のバイオマスを圧縮成型した小粒の固形燃料）に最適なスーパーソルガムの品種を栽培、収穫し、粉碎、圧縮、成型した固形燃料です。接着剤等は一切使用していないバイオマス100%の固形状です。バイオマス・ペレットは当初、家庭用のストーブやボイラ

ーで燃やされる目的が一般的でしたが、近年ではバイオマス発電のための発電所において大量に使われるようになるなどペレットの消費量は増加しております。

スーパーソルガムペレットは、従来の発電向けバイオマスである PKS（パーム椰子殻）や、間伐材などの副産物から生産するバイオマス・ペレットに比べ、植物であるスーパーソルガムは生長が早く、低緯度地域では 2.5 ヶ月～4 ヶ月で 1 度目の収穫が可能なおうえ、1 度の播種で 3 回の収穫が可能な地域もあります。また、バイオマス・ペレットのみを目的とした主産物として生産が可能なため安定的な供給が行えます。

（※2）出典：株式会社富士経済作成 | 国内のバイオマス利用市場の調査を実施ーバイオマス利活用市場は 2015 年度に 07 年度比 5.3 倍の 3,817 億円ー

（注 7）スーパーソルガム研究開発費

当社グループが展開しておりますバイオ燃料事業につきましては、スーパーソルガムの高い収穫量により各種最終製品であるバイオマス・ペレット、サイレージ、バイオエタノール等における製品の原価低減が見込めることが強みであると認識しており、当該優位性を将来においても保つこと及び製品の収益性の向上を目指すこと及び販路拡大のため品質、品種改良を目的として、更なる高収穫の新種開発、各種最終製品の製造プロセスに適した新種の開発、土壌や気候、害虫対策等、各栽培地域に適した品種の改良等を行ってまいります。

また、当該新種の開発及び品種の改良に関する研究開発は、従前から共同研究開発を行っている当社のパートナー企業である株式会社アースノート（本社：沖縄県名護市字伊佐川 498-1 | 代表取締役徳永 毅）と共同で行っております。

なお、既存の品種の改良並びに当社がインドネシア、タイ、ベトナム、メキシコ等各地で展開しています試験栽培のデータと株式



会社アースノートが保有しているスーパーソルガムのゲノム情報が必要となるため、両社が共同で研究開発を行うことが不可避となります。この共同研究開発により将来的に購入先が求める最終製品のニーズに対応することで、バイオ燃料事業の売上向上につながるものと考え、当該研究開発費といたしまして、調達した資金より 79 百万円の充当を予定しております。研究開発につきましても、当社と株式会社アースノートとの間で平成 27 年 4 月 1 日に締結しております研究開発に関する契約書に基づいて行われており、研究開発に係る費用は総額 180 百万円となります。また、共同研究の目的は多岐にわたります。今後の共同研究につきましてもは調達資金の充当状況に合せ優先度の高いものから進めてまいります。

当社が平成 26 年 11 月 4 日に発行しました第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金調達により調達しました資金より 101 百万円を研究開発費として充当しており、研究開発費の総額である 180 百万円の差額である 79 百万円を調達した資金から充当する予定です。

(注 8) ウエディング・レストラン事業の新規出店資金、店舗改修費用及び運転資金

ウエディング・レストラン事業につきましては、現在、ウエディングチャペル、結婚披露宴の提供とイタリアンレストランを兼ね備えた施設 1 店舗、新宿、有楽町、横浜、日比谷、大手町、仙台等の駅前商業ビルにおけるイタリアンレストラン店舗を 6 店舗、恵比寿、渋谷の複合施設へのイタリアンレストラン、ナチュラルダイエツトレストラン 2 店舗、レストラン 1 店舗、フランチャイズ 2 店舗、合計 12 店舗にて運営を行っております。当社が平成 27 年 2 月 10 日に簡易株式交換により完全子会社化するにあたり、ウエディングドリーマーズ株式会社から提出を受けた結婚披露宴実績、レストラン売上表、決算書及び残高試算表により収支算定をしたところ、年間約 1 億円の利益がでる予想でしたが、第 1 四半期におけるウエディング・レストラン事業につきましては、営業損失 31 百万円を計上して

おります。このような状況を改善するため、平成 27 年 7 月より一部店舗におきましては外部専門家によるグランドメニューの改訂を実施し、飲食専門のコンサルタント会社との契約も締結するなど、出店地域における客層及び集客のターゲット層を絞り込み、各レストランのコンセプトに合致した店舗運営を実施しております。そうした中、一部の店舗におきましては、入居する施設本体の改修が予定されており、さらに、賃貸契約の期限が終了する店舗もあります。施設改修期間中につきましては一度退去しなければならず、施設改修後の再入居に関しましては現在交渉中であり、賃貸契約期間が終了する店舗におきましても契約更新に向け交渉中であります。また、施設改修に伴う退去につきましては賃貸契約において原状回復の義務が発生し、当該費用としまして 50 百万円（2 店舗分）を予定しています。さらに、賃貸契約終了に伴う退去が確定した時点で本物件も原状回復義務が発生し、当該費用は 20 百万円（1 店舗分）を見込んでおります。なお、原状回復を行い明渡し後に各契約に定めた期間を経過後に差入保証金（敷金）の返還がありますが、原状回復費が先に支出されますので、退去に伴う原状回復費としまして上記 3 店舗合計 70 百万円を見込んでおります。このような中、今後、新たにイタリアンレストランとしての事業運営が見込める地域において、商業ビル、又は、複合施設等への出店を考えており、その費用として 80 百万円（内、本新株予約権により調達する資金からの支出予定額は 16 百万円、差額の 64 百万円は退去物件の返還保証金にて充当）を予定しております。その他既存店舗における施設の老朽化による改修、食器やテーブル等の什器備品の入替え、厨房機器、エアコン等の修繕、内外装の修復としまして 32 百万円、また、直営 10 店舗分の買掛金（食材仕入費用・人員募集及び結婚披露宴に関する広告費用等）の支払いに対し売上金の入金が入金下回っている状況が続いている状況であり、人材募集及び結婚披露宴に関する広告宣伝費、仕入先への未払金の支払として 38 百万円及び、平成 27 年 12 月から平成 28 年 5 月までの間、売上金入金から、前月仕入費用、賃貸店舗家賃、人件費、外部コンサルタント会社に対する支払報酬等の支払いに対

する不足分に対する運転資金としまして 24 百万円を予定しており、退去に伴う原状回復費（70 百万円）及び出店費用（16 百万円）、合計 180 百万円を調達した資金より充当する予定です。

（注 9）シンガポール統括会社（SOL ASIA）の運転資金

当社は平成 26 年 7 月 29 日にシンガポールにおいて当社 100%子会社である SOL ASIA の設立を行いました。これは、ベトナム、タイ、インドネシアにおけるビジネスの重要度が上がり、収益機会の増加も期待されているため、東南アジア各国と距離の近いシンガポールに統括会社を設置することで、意思決定を速めビジネスをより迅速に行えるようになること、経営判断を迅速に行うことで機会損失を回避できるようになること、さらに、東南アジア各国との各種契約におきましては、シンガポール法を適用する機会が多いこともありシンガポールに現地統括会社の設立を行いました。シンガポール統括会社におきましては、毎月の人件費として約 10 百万円（内訳：シンガポール本社勤務の取締役及び現地採用職員分としまして 2.3 百万円、及びシンガポール統括会社の有する日本支店所属分としまして 7.7 百万円）、毎月の恒常的な経費（シンガポール事務所賃料、渡航費、宿泊費、会計士・税理士への顧問料、弁護士への報酬、試験栽培用圃場賃借料、租税公課、海外保険）として 20 百万円であり、これらを合計すると月間支出合計 30 百万円となります。また、不定期の支出（各種展示会参加〈会場賃貸、設営費用〉、分析費用、海外来賓接待費用等）として 3 百万円ほど見込んでおり、不定期支出が発生する月は月間 33 百万円の支出になります。

なお、現時点におきまして当社グループはバイオ燃料事業からの売上はございませんが、平成 28 年 3 月期におきましては、ベトナム 58 百万円、タイ 1,800 百万円、メキシコ 80 百万円、インドネシア 30 百万円、合計 1,968 百万円の売上を見込んでおります。ただし、各国におきまして、販売予定先との契約締結が行えない場合、また、契約締結後販売した種子の売掛金回収が困難になった場合、その他、天候不順による種子の不作、害虫被害や病気等により期待した程の収穫量が得られない場合、バイオ燃料の需要や市場規模が想定したとおりの拡大をしない場合、販売網の整備状況等により当初の想定したとおり拡販しえない場合、現時点において認識していないもの他社の新規参入による競争激化によりバイオ燃料としての価格優位性が低下した場合、バイオ燃料に関する技術革新に対し当社が適

切かつ迅速に対応できなかった場合等、バイオ燃料事業の売上計上が全くできないことも予想されます。バイオ燃料事業からの売上金入金による資金の確保及びバイオ燃料からの売上が計上できない場合の資金確保も目的として、平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までのシンガポール統括会社の運転資金としまして調達した資金より 200 百万円を充当する予定です。

(※ 1) 当社グループにおけるバイオ燃料事業の今期売上予想に関しましては、当社が平成 27 年 6 月 26 日に公表しました「連結業績予想のお知らせ」をご参照願います。

(注 10) 当社運転資金

当社の平成 27 年 6 月末現在の現預金残高は 252 百万円であります。当社は、毎月の人件費として月額約 7 百万円、毎月の恒常的な経費（家賃、監査報酬、会計士・税理士への顧問料、弁護士への支払い報酬、業務委託料、証券代行機関への支払等）として、月額 26 百万円、合計 33 百万円を見込んでおります（過去 6 ヶ月平均支出 36 百万円）。平成 28 年 3 月期におきましては、当社完全子会社である SOL ASIA において、東南アジア諸国及び、メキシコ合衆国にて展開しておりますスーパーソルガム事業による売上金を見込んでおりますが、それまでの期間におきましては、引続き手許資金の流出は避けられない状況であります。本資金調達により、調達した 201 百万円を平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月頃までの運転資金として充当する予定です。

(注 11) 借入金返済資金

当社は、当社及び当社グループの運営維持のため平成 27 年 8 月に当社個人筆頭株主である阿部信雄氏より運転資金として 1 億円の借入を起こしています。本件借入金につきましては、今回の新株予約権の行使により調達した資金から当該借入金を返済するものです。

なお、当該借入金の返済期日につきましては、平成 27 年 10 月 20 日となっております。また、同期日までに残元金の全部又はその一部につき返済が困難な場合は、返済期限の延長を要請する予定です。

(※ 1) 本新株予約権の行使につきまして当社が予定している通り行使が行われない場合につきましては、借入金返済、当社運転

資金への充当を優先させ、当社グループ会社内において資金調整を行い必要に応じて各支出先への支払い金額を見直します。具体的には、ウエディング・レストラン事業につきましては新規出店の見合わせ、必要最低限の修繕により支出の調整、バイオ燃料事業につきましては、各現法人における什器備品、運搬車両等の購入数量の見直しを図り、調達資金に合わせ個別に調整を行います。

(※2) 本新株予約権の行使により調達した資金につきましては、借入金返済、当社運転資金を優先的に充当し、行使状況に応じて、シンガポール統括会社運転資金、メキシコ、タイ、ベトナム、インドネシア各国の事業資金、ウエディング・レストラン事業資金、スーパーソルガム研究開発費へと充当する予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に対する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金は、バイオ燃料事業に関する費用、スーパーソルガム研究開発費、ウエディング・レストラン事業（一部改装、新規出店、運転資金）、シンガポール統括会社及び当社の運転資金、借入金の返済に充当する予定です。また、バイオ燃料事業に関しましては、上記3 (2) 注釈9において、さまざまな要因にて売上が計上できないことを予測していますが、当社が展開しますテストソリューション事業、ウエディング・レストラン事業含め全ての事業にリスクは想定されております。とりわけバイオ燃料事業に関しましては、平成25年3月期より未だ売上計上が行えてないため現時点において想定されるリスク要因を詳細に記載したものです。しかしながら、タイ、ベトナム、インドネシア、メキシコにおいて現地法人の設立も完了し、ベトナムにおいてはスーパーソルガム品種登録も完了しており、メキシコにつきましては、現地企業である LUCELO DE PANUCO よりスーパーソルガム種子 40t の買入申込みを受けるなど当社としましては、今期バイオ燃料事業から最大で 1,968 百万円の売上（注1）を予測しております。このように、バイオ燃料事業に関する費用、スーパーソルガム研究開発費、ウエディング・レストラン事業（一部改装、新規出店、運転資金）に充当する資金は当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、また、シンガポール統括会社及び当社の

運転資金、借入金の返済への充当は当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、本第三者割当の資金使途には合理性があると考えております。

(注1) 平成28年3月期の連結業績予想値につきましては、当社が公表しました平成27年6月26日付「連結業績予想値のお知らせ」をご参照願います。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価格の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門業者である第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号 | 代表取締役 能勢 元)に算定を依頼しました。

第三者機関は、ストックオプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シュミレーションによる算定方法を採用し、基準となる当社株価239円(平成27年9月17日の終値)、権利行使価額239円、ボラティリティ75.41%(平成25年8月から平成27年8月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間は2年、リスクフリーレート0.020%(評価基準日における中期国債レート)、配当率0%、当社による150%取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施、本新株予約権1個につき267.9円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シュミレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

- i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シュミレーションによる算定の結果、行使期間最終日(平成29年10月4日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。
- ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に

に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降いつでも、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日（株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値〈気配値含む。〉のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の 150%を超過した場合に発動することとしております。なお、具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額 239 円に 150%を乗じた 359 円（小数点以下切上げ）としており、取得条項が発動された場合、割当予定先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。

- iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 10%ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましても、「有価証券の取引等の規則に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また、新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

上記算定根拠より算出された本新株予約権 1 個につき 267.9 円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要領及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考

えから、時価相当であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成27年9月17日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値と同値である239円といたしました。

本新株予約権の行使価額239円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近1ヶ月平均210円に対しては12.1%のプレミアム、前日までの最近3ヶ月平均220円に対しては7.1%のプレミアム、前日までの最近6ヶ月平均249円に対しては4.2%のディスカウントであります。

また、本新株予約権の払込金額につきましては、当社監査役3名全員（うち、社外監査役2名）からは、上記と同様の理由により、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当しない旨の意見をいただいております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行に伴う希薄化率は発行済株式総数17,933,612株に対する希薄化率は22.86%、議決権個数177,648個に対する希薄化率は23.08%となりますが、行使価額につきましても株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における平成27年9月17日の終値と同値である239円とし特段有利な発行ではありません。

また、割当予定先は本新株予約権を行使して取得した当社株式（4,100,400株）を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針であります。当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は825,360株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は424,442株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は799,065株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した場合の



当社株式数 4,100,400 株を本新株予約権の行使期間である 2 年間（245 日／年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の 1 日当たりの数量は 8,368 株（小数点以下切捨て）となり、上記直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 1.01%、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 1.97%。直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 1.05%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。したがって、当社は本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。また、割当予定先からも、当社株式を売却する際には、株価に配慮しつつ売却を進めるものと同っていることから、大きな影響はないと判断しております。

また、本第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が 25%に近い増資になります。そこで当社は、「松田綜合法律事務所（東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号/弁護士・大橋君平及び弁護士・兼定尚幸）」から平成 27 年 9 月 18 日に本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる旨の意見書入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

## 6. 割当予定先の選定理由

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	The New Strategic Investments Private Limited (ザ・ニュー・ストラテジック・インベストメンツ・プライベートリミテッド)
(2) 本店所在地	1 Scotts Road #23-09 Shaw Centre, Singapore 228208 (1 スコッツロード #23-09, ショーセンター, シンガポール 228208)
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役・佐戸康高
(4) 事業内容	投資運用業、投資助言業
(5) 資本金	US\$ 410,000
(6) 設立年月日	2012 年 12 月 11 日
(7) 発行済株式数	410,000 株

(8)	決算期	11月30日		
(9)	従業員数	5		
(10)	主要取引先	一般顧客、事業法人、機関投資家		
(11)	主要取引銀行	OCBC銀行、ドイツ銀行		
(12)	大株主及び持株比率 (上位5名)	佐戸康高 100%		
(13)	当社との関係等	資本関係	当該会社は、平成27年9月18日時点において、当社第5回新株予約権6,457個を保有しています。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資本関係はありません。	
		取引関係	当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。	
		人的関係	当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。	
		関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	—	2013年11月期	2014年11月期
	連結純資産	—	US\$ 92,493	US\$ 389,414
	連結総資産	—	US\$ 187,280	US\$ 4,177,494
	1株当たり純資産	—	—	—
	連結売上高	—	US\$ 0	US\$ 0
	連結営業利益	—	US\$ 0	US\$ 0
	連結経常利益	—	US\$ 0	US\$ 510.15
	連結当期純利益	—	- US\$117,507	US\$ 96,920.21
	1株当たり当期純利益	—	—	—
	1株当たり配当金	—	—	—

(金額単位：US\$)

(1)	名 称	White Knight Investment Limited	
(2)	本店所在地	1st Floor, #4 DEKK House, Street, P.O. BOX 505 Providence Industrial Estate, Mahe, Republic of Seychelles	
(3)	代表者の役職・氏名	Director 南谷 猛	
(4)	事業内容	投資業	
(5)	資本金	US\$ 1	
(6)	設立年月日	2013年11月5日	
(7)	発行済株式数	1株	
(8)	決算期	9月	
(9)	従業員数	0名	
(10)	主要取引先	該当なし	
(11)	主要取引銀行	DBS銀行	
(12)	大株主及び持株 比率 (上位5名)	Director 南谷猛 100% (注1)	
(13)	当社との関係等	資本関係	当該会社は、平成27年7月31日時点で 当社の株式を109,800株(発行済株式総 数の0.62%)及び、平成27年9月18日 時点において、当社第5回新株予約権 6,500個を保有しております。また、当 社の関係者及び関係会社と当該会社の関 係者及び関係会社の間には、資本関係は ありません。
		取引関係	当社と当該会社との間には、取引関係は ありません。また、当社の関係者及び関 係会社と当該会社の関係者及び関係会社 の間には、取引関係はありません。
		人的関係	当社と当該会社との間には、人的関係は ありません。また、当社の関係者及び関 係会社と当該会社の関係者及び関係会社 の間には、人的関係はありません。
		関連当事 者への該	当該会社は、当社の関連当事者には該当 しません。また、当該会社の関係者及び

	当状況	関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態（2013年11月設立のため1年分のみを記載しております。）		
	決算期	2014年9月	
		—	—
	連結純資産	209	—
	連結総資産	209	—
	1株当たり純資産	—	—
	連結売上高	9	—
	連結営業利益	9	—
	連結経常利益	9	—
	連結当期純利益	9	—
	1株当たり当期純利益	9	—
	1株当たり配当金	—	—

（金額単位：百万円）

※ 平成27年9月18日現在、NSIが所有する当社第5回新株予約権6,457個につきましては、当社がNSIに対して平成27年10月5日に第6回新株予約権を発行することを条件として、平成27年10月5日付でNSIより買取り、同日消却いたします。また、当社とNSIで締結する第5回新株予約権買取契約書に基づき、NSIは契約締結日である平成27年9月18日から平成27年10月5日までの間において第5回新株予約権を一切行使しないことを誓約いただいております。

※ 平成27年9月18日現在、WKIが所有する当社第5回新株予約権6,500個につきましては、当社がWKIに対して平成27年10月5日に第6回新株予約権を発行することを条件として、平成27年10月5日付でWKIより買取り同日消却いたします。また、当社とNSIで締結する第5回新株予約権買取契約書に基づき、WKIは契約締結日である平成27年9月18日から平成27年10月5日までの間において第5回新株予約権を一切行使しないことを誓約いただいております。

※ 当社は、割当予定先であるNSI及びWKIより、反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

また、上記とは別に、当該割当予定先並びに当該割当予定先の役員、主要株主等の関係者及び関係会社（以下、「割当予定先等」と総称する。）が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂2-8-11/代表取締役・羽田 寿次）に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

NSI につきましてはシンガポール通貨庁（MAS）へ登録された投資運用登録業者〈RFMC（注2）〉であり、コンプライアンス体制の整備もなされているものと考えております。

（注1）南谷猛氏につきましては、平成26年7月29日～平成27年4月15日まで、SOL ASIA の取締役として就任していました。

（注2）シンガポール通貨庁（MAS）へ登録された投資運用登録業者（RFMC）とは、Directorにファンドマネジメント実務経験（5年以上）が2名以上所属等の適正に関する基準、また、最低資本金、コンプライアンス体制の整備、リスク・マネジメント・フレームワーク、内部監査、独立監査等の体制整備が完了していることが登録条件となり、NSIはRFMCの登録業者になります。

上記のとおり、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認し、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## （2） 割当予定先を選定した理由

当社が平成27年2月27日に公表しました「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第5回新株予約権譲渡に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社が平成26年11月4日にOakキャピタル株式会社に発行しました第5回新株予約権につきまして、Oakキャピタル株式会社からNSI及びWKIに対し、第5回新株予約権の譲

渡が行われております。また、WKIは、当社が平成26年4月26日に発行した第3回新株予約権の割当先であり、WKIは第3回新株予約権の全ての行使を行っております。また、NSIにつきましては平成27年2月27日にOakキャピタル株式会社より第5回新株予約権の譲渡を受ける時点の面談において、当社グループが展開するバイオ燃料事業に深い理解をいただきました。その後、Oakキャピタル株式会社から譲渡を受けた第5回新株予約権を行使いただきました。このような経緯から、当社は、NSI及びWKIが当社グループの事業、財政状態や経営成績といった当社の現状について理解を頂けるものと考え、両社に対し、当社の状況や調達資金の資金使途を伝えた上で、資金拠出を依頼しました。また、NSI、WKI両社代表者共に当社元代表取締役である宮嶋淳氏の知人ではありますが、NSI、WKI両社代表者は、法人経営と個人的な交友関係は別ものと捉えており、当社が元代表取締役の宮嶋淳氏に損害賠償請求を行うことは当然のこととの確認を得ております。過去において当初は当社元代表取締役宮嶋淳氏の知人という関係で両社を割当先として選定しておりましたが、今回は、上述した経緯を踏まえ改めて両社と協議の上、両社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社とNSI及びWKIとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、NSI及びWKIは本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを確認しております。なお、同社が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承諾を要するものとしております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権に係る払込みについて、割当予定先であるNSIの平成27年9月3日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座に係る口座概要書(Account Statement Summary)の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株予約権に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。また、当社が確認しましたNSIの資金につきましては、NSIの自己資金である旨を口頭にて確認

しております。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権の全てを行使できないものの、段階的な行使・売却で資金確保するというを前提に踏まえ、当社としましても十分であると判断いたしました。

また、当社は、本新株予約権に係る払込みについて、割当予定先であるWKIの平成27年9月8日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座に係る口座概要書（Account Statement Summary）の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株予約権に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。また、当社が確認しましたWKIの資金につきましては、WKI代表者である南谷猛氏個人がWKIに出資している資金である旨を口頭にて確認しております。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権の全てを行使できないものの、段階的な行使・売却で資金確保するというを前提に踏まえ、当社としましても十分であると判断いたしました。

#### 7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前 (平成27年7月31日現在)		割当後 本新株予約権が行使された場合(参考)	
日本証券金融株式会社	6.17%	The New Strategic Investment Private Limited	10.23%
株式会社SBI証券	4.82%	White Knight Investment Limited	9.03%
阿部 信雄	3.38%	日本証券金融株式会社	5.01%
CBSG-MYBANK KIM ENG SECURITIES PTE. LTD.	2.34%	株式会社SBI証券	3.92%
マネックス証券株式会社	2.02%	阿部 信雄	2.74%
保谷 辰彦	1.17%	CBSG-MYBANK KIM ENG SECURITIES PTE. LTD.	1.90%
野村証券株式会社	1.16%	マネックス証券株式会社	1.64%
吉田 恵実	1.02%	保谷 辰彦	0.95%
株式会社アベカンパニー	1.01%	野村証券株式会社	0.94%
大石 公夫	0.84%	吉田 恵実	0.83%

(注1) 平成27年7月31日現在の株主名簿をもとに、本日までに当社が把

握した株式の異動状況を踏まえて記載しております。割当予定先であるNSI及びWKIの割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。なお、NSI及びWKIは、当社に対し、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨の意思を表明しており、かつ、当該当社株式を長期間保有する意思を表明しておりません。

(注2) 割当後の所有株式及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年7月31日現在の総議決権数に、本新株予約権の行使による株式数4,100,400株に係る議決権数41,004個を加えて算定しております。

(注3) 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(注4) 上記のほか、当社は、自己株式として167,538株を保有しております。

## 8. 今後の見通し

本資金調達に伴う今期における当社業績への影響は現在精査中であり、判明次第速やかにお知らせいたします。

## 9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が23.08%となります。この場合、本第三者割当には株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」の適用はないものの、本第三者割当は同事項の定める希薄化率25%に近い第三者割当になることから、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手をしております。

具体的には「松田綜合法律事務所（東京都千代田区大手町二丁目6番1号/弁護士・大橋 君平及び、弁護士・兼定 尚幸）」から平成27年9月17日に本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる旨の意見書入手し本第三者割当による資金調達には、以下の必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。大橋君平弁護士及び兼定尚幸弁護士は、いずれも、当社の顧問弁護士ではなく、過去及び現在において当社の役員や従業員であったこともありません。また、大橋君平弁護士及び兼定尚幸弁護士は、いずれも、当社の係争事件及び契約交渉等につ



き当社の代理人となったことはありません。

( i ) 本第三者割当の必要性について

a. 本第三者割当の目的

本第三者割当の目的は、当社が、平成 26 年 10 月 7 日に開示した「第三者割当増資による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行に関するお知らせ」記載の資金調達（以下「本第 5 回資金調達」という。）のうち第 5 回新株予約権（以下「本第 5 回新株予約権」という。）の行使により予定されていた資金調達を実現し、当社グループの事業に対する投資及び運転資金の調達を実現するとともに、当社の借入金返済による財務体質の改善を図る点にある。

b. 資金確保の必要性

当社は、本第 5 回新株予約権の行使により、当社グループの事業に対する投資及び運転資金の調達を実現するとともに、当社の借入金返済を予定していたが、現状において同予約権者が同予約権を行使することが期待できない状況にある。その結果、現状、第 5 回新株予約権の未行使によって調達できなかった金額は 5 億 8,000 万円に上り、当社の現金及び預金の金額は、本第 5 回資金調達の不足分を下回っており、新たな資金調達が早急に必要な状態である。

また、当社は、平成 27 年 2 月 10 日に当社の完全子会社となった株式会社シェフズテーブルの手がけるウエディング・レストラン事業を維持・発展させるために、同事業に対する設備投資及び運転資金の確保を行う必要がある。

上記に加え、当社グループについては、本第 5 回資金調達実行時以降に新たに必要性が判明した設備投資及び追加の運転資金が存在する。

さらに、当社において、本第 5 回資金調達実行時には想定されていなかった特別損失が発生している。

c. 小括

以上の事実を考慮すれば、当社グループは、現状の事業を継続し、これを維持・拡大するために必要な現金及び預金を保有していないことから、早急に新たな資金調達を行う必要性が極めて高いと考え

られる。

(ii) 本第三者割当の相当性

a. 他の手法との比較

① 金融機関等からの融資

当社が金融機関等から新たな融資を受けることは困難であり、当社の資金余力が乏しい状況を考慮すると、新たな融資を受けることによる有利子負債の増加は、当社にとって不利益が大きいと考えられる。

② 公募増資及びコミットメント型ライツ・オファリング

当社の株価動向によれば、当社の最近6ヵ月の株価は平成27年4月1日の始値よりも下落していること、現在、当社の資金余力が乏しい状態にあると考えられることに加えて、当社株式の売買高・流動性が高いとはいえないことを考慮すると、当社が現時点において主幹事証券会社を選定の上公募増資又はコミットメント型ライツ・オファリングを実施することは困難である。また、仮に当社が現時点において公募増資を実施した場合、当社の株価が現時点よりも大きく下落する可能性がある。

上記に加え、当社は、最近2年間において経常損失を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第3号の規定する新株予約権証券の上場基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施することも困難である。

③ 本第三者割当

本新株予約権の割当予定先であるNSI及びWIKは、当社に対して、当社グループによる事業の進捗状況や株価動向に応じて投資を行いたいと述べている。この点につき、当社は、当社グループが手がけるウェディング・レストラン事業及びバイオ燃料事業等については、本第三者割当後に段階的に売り上げを上げて業績を改善していくことを予定しているため、NSI及びWIKは、当社グループの段階的な業績改善に併せて本新株予約権を段階的に行使することも十分考えられる。したがって、当社が本第三者割当を実施しても、当社既存株主の株式の急激な希薄化を低減できる可能性も十分にあると考えられる。

また、当社は、NSI及びWIKが現時点において保有する本第5回新株予約権について、本第三者割当実行と同時に買入消却することを予定していることなどから、本第三者割当を実行したとしても、実行前に比

べて当社の株式が大幅に希薄化されることはないと考えられる。

上記に加え、本新株予約権の割当予定先である NSI 及び WIK は、当社に対して、当社の現状の株価を基準に当社が新たに新株予約権を発行する場合にはその引受けと行使を行う用意がある旨回答しており、本新株予約権の行使が合理的に見込まれる。

b. 小括

以上より、他の手法と比較しても、本第三者割当は合理的な資金調達手段である。

(iii) 発行条件の相当性

a. 払込金額

① 本新株予約権の発行価額

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、外部の当社との取引関係のない独立した専門業者である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」という。）に算定を依頼し、算定評価書（以下「本算定評価書」という。）を取得している。

東京フィナンシャル・アドバイザーズによる上記算定については、前提とされた事実関係について重大な誤りがなく、当該前提に基づく価値算定の内容は一般的な手法によるものであり、かつ、その他当該価値算定について特段不合理と考えられる点も見受けられない。

上記に加え、東京フィナンシャル・アドバイザーズは、新株予約権の評価算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はないと考えられる。

したがって、267.9 円という本新株予約権の評価額は、時価相当額と考えられる。

以上より、本新株予約権の発行価額 268 円は、合理的な金額である。

② 本新株予約権の行使価額

本新株予約権の行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 27 年 9 月 17 日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値と同値である 239 円とされている。

上記金額は、日本証券業協会が定める第三者増資の取扱いに關す

る指針に沿うものであり、合理性が認められる。

なお、本新株予約権には、その条件として取得条項が付されている。

同条項により、本第三者割当後に当社の普通株式の株価が大きく上昇した場合に当社が任意に本新株予約権を取得できることから、同条項は本新株予約権行使による割当予定先の投資益の上限を画する機能があると考えられ、合理的な内容である。

また、本新株予約権には、その条件として行使価額修正条項が付されている。同条項は、本第三者割当後の新株発行及び株式分割等により当社普通株式の価額が変動した場合に、当社普通株式の時価評価を基準に行使価額を調整するものであり、特段不合理な内容ではない。

### ③発行数量及び株式の希薄化の規模

本第三者割当によって、最大 23.08%の希薄化が生じるが、当社が本第三者割当を行わなかった場合、当社グループが現状の事業を継続しこれを維持・拡大するための資金を調達できないリスクがある現況に鑑みれば、本第三者割当の実施は既存の株式価値を維持継続するための重要な手段となる。

また、本第三者割当により、当社の負債の圧縮、資本増強に伴う経営改善が見込まれるため、その結果、本第三者割当が、当社の企業価値向上、ひいては株式価値の向上にもつながり、既存株主の将来的な利益も期待できる。

以上から、本第三者割当による資金調達は、それに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模はいずれも合理的である。

#### (iv) 割当予定先の相当性

割当予定先の NSI 及び WKI は、いずれも、当社に対して、反社会勢力等とは一切関係がない旨を表明しており、当社が株式会社セキュリティ&リサーチに調査を依頼した結果、反社会的勢力の影響を受けている事実はなく、犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかった旨の回答も得ている。

当社は、NSI 及び WKI がそれぞれ本第 5 回新株予約権を譲り受ける前に、NSI 及び WKI の各代表者と面談して、当社グループの事業、財政状態及び経営成績等について説明している。また、当社は、NSI 及び WKI に対して、本新株予約権の行使により取得する当社株式の

保有目的が純粋な投資であって当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを口頭で確認し、かつ、NSI 及び WKI が本新株予約権に係る払込み及びその後の同予約権の行使に十分な現預金を保有していることを確認している。

(v) 小括

上記のとおり、本第三者割当は、他の手法との比較、発行条件、割当予定先等を考慮すると、当社の資金調達手段として相当である。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 期
売上高	1,321	1,389	1,298
営業利益	△541	△737	△1,121
経常利益	△565	△1,008	△1,129
当期純利益	△454	△253	△1,275
1株当たり当期純利益（円）	△152.59	△32.11	△102.81
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	210.41	216.64	198.97

(2) 現時点における発行株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行株式数に対する比率
発行済株式	17,933,612株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,958,800株	16.50%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

※小数点第3位以下四捨五入

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期		平成27年3月期
		株式分割前	株式分割後	
始 値	4,803 円	3,577 円	296 円	300 円
高 値	6,854 円	13,207 円	459 円	909 円
安 値	2,113 円	2,486 円	231 円	265 円
終 値	3,647 円	2,988 円	299 円	350 円

② 最近6ヶ月の状況

	平成27年 3月	平成27年 4月	平成27年 5月	平成27年 6月	平成27年 7月	平成27年 8月
始 値	540 円	335 円	223 円	233 円	243 円	227 円
高 値	909 円	372 円	264 円	292 円	247 円	234 円
安 値	321 円	217 円	221 円	229 円	183 円	174 円
終 値	350 円	229 円	234 円	242 円	223 円	206 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成27年9月17日 現在
始 値	224 円
高 値	240 円
安 値	223 円
終 値	239 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当増資

払込期日	平成24年11月5日
調達資金の額	91,800,000円 (差引手取概算額)
発行価額	3,400円
募集時における 発行済株式数	304,023株
当該募集による 発行株式数	27,000株
募集後における	331,023株

発行済株式総数	
割当先	<b>Greenfields Holdings Limited</b>
発行時における 当初の資金使途	① 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代 金（第一回）80,000千円 ② 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代 金（第二回）8,950千円
発行時における 支出予定時期	① 平成24年11月 ② 平成25年1月
現時点における 充当状況	① 平成24年11月 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代 金（第一回）に充当 ② 平成25年1月 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代 金（第二回）及び新上武（株式会社上武から事業を譲り 受けた当社100%子会社をいいます。以下同様。）の運転 資金に充当

② 第三者割当による第1回新株予約権の発行

割当日	平成24年11月5日
発行新株予約権数	410個（新株予約権1個当たり100株）
発行価額	新株予約権1個につき1,850円
当該発行による 潜在株式数	41,000株
発行時における 調達予定資金の額	140,158,500円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：758,500円 新株予約権の行使による調達額：139,400,000円
割当先	<b>Greenfields Holdings Limited</b>
募集時における 発行済株式数	304,023株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額（3,400円）における潜在株式数41,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数41,000株
現時点における行使状況	41,000株
現時点における 調達した資金の額	140,158,500円

(差引手取概算額)	
発行時における 当初の資金使途	① 新上武の運転資金：25,000千円 ② インドネシアでの子会社設立費用：40,000千円 ③ インドネシアでの新規事業への投資資金：71,508千円
現時点における充当状況	① 平成25年4月 新上武の運転資金に充当 ② 平成25年5月 インドネシアでの子会社設立費用に充当

③ 株主割当の方法による第2回新株予約権の発行  
(ノンコミットメント型ライツ・オファリング)

割当日	平成25年6月17日
新株予約権の総数	355,274個(新株予約権1個につき2株)
新株予約権の行使期間	平成25年7月18日から平成25年8月14日まで
発行価額	新株予約権1個につき0円
当該発行による 潜在株式数	710,548株
募集時における 発行済株式数	372,023株
当該募集による 発行済株式数	665,218株
払込総額	1,663,045,000円
募集後における 発行済株式数	1,037,241株
発行時における 当初の資金使途	① スーパーソルガムの種子の購入費用：0.3億円 ② PT. Samirana Kisma Tirta運転資金(人件費及び土地の賃借料等)：0.4億円 ③ PT. Samirana Kisma Tirtaによるバイオマス発電プラント建設費用(当社負担分約5.1億円)の一部：1億円 ④ スーパーソルガム種子の購入費用(総額12億円のうち、当該資金調達より充当するもの)：6.1億円 ⑤ スーパーソルガム種子の購入費用(総額12億円のうち、当該資金調達より充当するもの)：2.9億円 ⑥ 株式会社日本ソルガムの株式取得の対価：5億円
発行時における支出予定 時期	① 平成27年9月頃 ② PT. Samirana Kisma Tirta設立以後(平成25年10月～12



	月) ~平成28年3月 ③ 平成26年9月~平成28年3月 ④ 平成25年9月 ⑤ 平成25年10月~平成26年9月 ⑥ 平成25年8月頃	
現時点における充当状況	① 当社運転資金 ② 株式会社スーパーソルガム運転資金 ③ スーパーソルガムの種子購入費用 ④ 株式会社日本ソルガムの株式取得の対価	0.8億円 0.6億円 9.3億円 5億円

④ 第三者割当増資

払込期日	平成26年4月28日	
調達資金の額	237,750,000円	
発行価額	317円	
募集時における発行済株式数	10,372,410株	
当該募集による発行株式数	750,000株	
募集後における発行株式総数	11,122,410株	
払込期日	平成26年4月28日	
割当先	有限会社佐藤総合企画	
発行時における当初の資金使途	① 濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場賃借料 145百万円 ② 濃縮液糖製造用のスーパーソルガムに係る栽培費用の一部263百万円 ③ 濃縮液糖の製造費用の一部 98百万円	
発行時における支出予定時期	① 平成26年5月~平成26年11月 ② 平成26年7月~平成27年1月 ③ 平成26年12月~平成27年1月	
現時点における充当状況	① スーパーソルガム事業に係る運転資金 ② 株式会社リアルビジョンへの借入金返済資金 ③ 当社グループの運転資金	85百万円 85百万円 95百万円

⑤ 第三者割当による第3回新株予約権の発行

割当日	平成26年4月28日
-----	------------

発行新株予約権数	8,500個
発行価額	343円
発行時における 調達予定資金の額 (手取概算額)	302,115,500円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：2,915,500円 新株予約権の行使による調達額：299,200,000円
割当先	有限会社佐藤総合企画 (4,000個) White Knight Investment Limited (4,500個)
募集時における 発行済株式数	10,372,410株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額(352円)における潜在株式数 850,000株
現時点における行使状況	850,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数850,000株
現時点における 調達した資金の額 (手取概算額)	302,115,500円
発行時における 当初の資金使途	① 濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場賃借料 145百万円 ② 濃縮液糖製造用のスーパーソルガムに係る栽培費用の一部 263百万円 ③ 濃縮液糖の製造費用の一部 98百万円
現時点における 充当状況	① 濃縮液糖製造用スーパーソルガムに係る圃場の賃借料 148百万円 ② スーパーソルガム事業に係る運転資金 70百万円 ③ 株式会社リアルビジョンへの借入金返済資金 20百万円 ④ 当社グループの運転資金 45百万円

⑥ 第三者割当増資

払込期日	平成26年9月9日
調達資金の額	98,999,740円
発行価額	310円
募集時における 発行済株式数	11,972,410株
当該募集後による	12,291,764株

発行済株式数	
割当先	株式会社リアルビジョン
発行時における当初の資金使途	当社に対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）
発行時における支出予定時期	平成26年9月9日
現時点における充当状況	平成26年9月9日 金銭債務98,999,740円に充当

⑦ 第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	平成26年9月11日
発行新株予約権数	19,550個
発行価額	384円
発行時における調達予定資金の額	734,767,200円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：7,507,200円 新株予約権の行使による調達額：727,260,000円
割当先	当社並びに当社100%子会社役員及び従業員
当該発行による潜在株式数	1,955,000株
調達資金の額	734,767,200円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：7,507,200円 新株予約権の行使による調達額：727,260,000円
募集時における発行済株式数	12,291,764株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（372円）における潜在株式数1,955,000株
割当先	当社並びに当社100%子会社役員及び従業員
現時点における行使状況	行使済株式数0株 （残新株予約権13,630個、行使価額 372円）
現時点における潜在株式数	1,363,000株

⑧ 第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成26年11月4日
調達資金の額	300,000,000円
転換価額	364円
募集時における	12,291,764株

発行済株式数	
割当先	Oakキャピタル株式会社
当該募集による 潜在株式数	当初の転換価額（364円）に対する潜在株式数 824,160株
現時点における 転換状況	転換済株式数549,450株
発行時における当初の資金 使途	① 当社子会社であるPT.PANEN ENERGIによるバイオマスペ レットに係る設備投資 161百万円 ② シンガポール統括会社における運転資金 100百万円 ③ 当社グループの運転資金 31百万円
発行時における支出予定 時期	① 平成26年12月頃 ② 平成26年11月～平成27年4月 ③ 平成26年11月～平成27年4月
現時点における充当状況	① 当社子会社であるPT.PANEN ENERGIによるバイオマスペ レットに係る設備投資 185百万円 ② シンガポール統括会社運転資金に充当 54百万円 ③ 当社グループ運転資金に充当 53百万円
ロックアップ誓約条項抵 触による買戻し	本社債100,000,000円については、ロックアップ誓約条項抵 触により買戻し済

⑨ 第三者割当による第5回新株予約権の発行

割当日	平成26年11月4日
発行新株予約権数	46,704個
発行価額	390円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,718,240,160円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：18,214,560円 新株予約権の行使による調達額：1,700,025,600円
割当先(注1)	Oakキャピタル株式会社
募集時における 発行済株式数	12,291,764株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額(364円)における潜在株式数 4,670,400株
現時点における 行使状況	行使済株式数3,074,600株 (残新株予約権数15,958個、行使価額364円)

現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	1, 137, 368, 960円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額 : 18, 214, 560円 新株予約権の行使による調達額 : 1, 119, 154, 400円
発行時における 当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社完全子会社であるPT.PANEN ENERGIによるバイオマス・ペレット事業に係る設備投資 324百万円</li> <li>② 当社完全子会社であるPT.PANEN ENERGIによるバイオマス・ペレット事業に係る運転資金 200百万円</li> <li>③ タイパートナー企業とのJVによるバイオマスペレット・配合飼料向け種子事業に係る設備投資 600百万円</li> <li>④ タイパートナー企業とのJVによるバイオマスペレット・配合飼料向け種子事業に係る運転資金 100百万円</li> <li>⑤ シンガポール統括会社における運転資金 180百万円</li> <li>⑥ シンガポール統括会社における研究開発費 180百万円</li> <li>⑦ 当社グループの運転資金 111百万円</li> </ul>
現時点における充当状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社完全子会社であるPT.PANEN ENERGIによるバイオマス・ペレット事業に係る設備投資 112百万円</li> <li>② 当社完全子会社であるPT.PANEN ENERGIによるバイオマス・ペレット事業に係る運転資金 23百万円</li> <li>③ 当社子会社であるTHAI SUPER SORGHUMにによるタイパートナー企業とのJVによるバイオマス・ペレット、配合飼料向け種子事業に係る設備投資 0百万円</li> <li>④ 当社子会社であるTHAI SUPER SORGHUMにによるタイパートナー企業とのJVによるバイオマス・ペレット、配合飼料向け種子事業に係る運転資金 15百万円</li> <li>⑤ 当社子会社であるSuper Sorghum Mexico, S. A. DE C. V. のメキシコにおける種子販売及び、サイレージ事業に係る設備投資及び運転資金 32百万円</li> <li>⑥ 当社子会社であるVIETNAM SOL SUPER SORGHUM LIMITED COMPANY の設立費用及びサイレージ事業に係る事業資金 14百万円</li> <li>⑦ シンガポール統括会社における運転資金 358百万円</li> <li>⑧ シンガポールにおける研究開発費 101百万円</li> <li>⑨ 社債買戻し及び違約金のための借入金の返済金 200百万円</li> <li>⑩ 当社グループの運転資金 282百万円</li> </ul>

(注1) 第5回新株予約権の一部につきましては、平成27年2月27日に割

当先である Oak キャピタル株式会社から NSI 及び、WKI にそれぞれ新株予約権の譲渡が行われました。

## 10. 発行要領

### 本新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社 SOL Holdings 第 6 回新株予約権  
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 10,989,072 円
3. 申込期日 平成 27 年 10 月 5 日
4. 割当日及び払込期日 平成 27 年 10 月 5 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権 22,363 個を The New Strategic Investments Private Limited に、18,641 個を White Knight Investment Limited にそれぞれ割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 4,100,400 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始

日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 41,004 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 268 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 239 円とする。但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行普通} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1 株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1 株当たりの時価} \\ \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社

普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用され



る日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成27年10月5日から平成29年10月4日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金268円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金

された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社 SOL Holdings 管理部

19. 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合

理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件  
第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 21. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上